

知的財産を巡る国際的な議論 ～ 先鋭化する南北問題

外務省経済局知的財産室 課長補佐 伏見 邦彦[※]



0. 序文⁽¹⁾

世界経済危機等によりイノベーションが一段と強調され、その原動力としての知的財産権の重要性が増し、知的財産権の取得のみならずその戦略的活用へと関心が向けられている今日である。そのような中、知的財産に関する国際的な議論の場である各種国際機関等においては、効果的な知的財産権保護と執行（エンフォースメント）によりイノベーションの促進を意図する先進国と、知的財産権保護によって裨益するのは技術力のある先進国のみであり、高水準での知的財産権保護は自分たちの経済的発展には資さないと考える途上国との間での対立、いわゆる、南北問題が先鋭化している。本稿においては、様々な国際機関等における知的財産を巡る国際的議論を俯瞰することにより、そこに共通してみられる流れに光を当て、さらには、そのような流れにどのように対応していくことが考えられるかについて若干の考察を加えたい。1. においては、国際フォーラムにおける知的財産を巡る最近の議論について、南北対立が顕著に見られる事項を中心にフォーラム別に紹介する。その後、2. で「知的財産を巡る国際的議論の流れ」と題し、現在の南北対立に至る背景に触れつつ、1. において紹介した議論での途上国のスタンスについてフォーラム横断的に類型化及び分析を行う。そして、3. において、類型化された途上国の主張を踏まえつつ、南北問題を緩和して多国間交渉を前進させるために資することとは何かについて考える。

なお、本稿は、筆者の個人的見解であり、政府や外務省及び特許庁等の見解を表わすものではないことをご了承頂きたい。

1. 主な国際フォーラムでの知的財産に関する議論の状況

1. では、知的財産を巡ってどのような国際的議論がなされているかについて、南北対立が顕著に見られ

る事項を中心にフォーラム別に紹介する。

(1) 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization : WIPO)

(1-1) 知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore : IGC)

IGC は、遺伝資源 (Genetic Resources : GR)⁽²⁾、伝統的知識 (Traditional knowledge : TK)⁽³⁾ 及び伝統的文化表現 (Traditional Expressions : TCEs) (フォークロア)⁽⁴⁾ の保護に関しての議論を行うために 2001 年に設立され、これまで計 16 回の会合が開催されている。本委員会は 2009 年の WIPO 一般総会で一步踏み込んだ新たなマンデート (委任された権限) が承認されるまで 9 年の長きにわたり実質的に進展が見られなかったことから、知的財産に関する南北問題の象徴としていた途上国も多い。そのような現在の知的財産の南北問題を象徴するような委員会のこれまでの流れを、簡単に振り返ることとしたい⁽⁵⁾。

2007 年に開催された第 11 回会合までは、伝統的知識・伝統的文化表現については、政策目的・一般原則・実体条項で構成された事務局作成の「草案」に基づく議論が行われており、途上国は、これらの保護に関する政策目的・一般原則だけでなく、保護の方法等が詳細に記載された実体条項も含めて議論すべきとし、先進国は、実体条項の議論は時期尚早であり、「伝統的知識」の保護対象など基礎的な問題が重要で保護に関する政策目的・一般原則についての合意がなければ議論を進められないとの立場をとっていた。2007 年には、定義や受益者の特定等の基本的事項を含む 10 の論点についてまず議論することとされたが、2008 年の第 12 回会合においても特段の議論の進展はみられず、ま

[※] 特許庁より出向中。特許審査官

た、2008年の第13回会合において既存の保護制度とそれでは対応し得ないギャップについて議論がなされるも、実体的な内容面において途上国と先進国の差は埋まらなかった。

そのような中、第14回会合では期限切れを迎えるIGCのマネート更新について議論がなされたが、法的拘束力を有する国際的法的文書の作成等を明示することに固執する途上国と、それ以前と同様に議論を継続する旨のマネートを志向する先進国との懸隔が埋まらず決裂、マネート更新は同年のWIPO一般総会での議論に委ねられた。その結果、一般総会においては、マネートを2010-2011年の2年間に延長し、「遺伝資源、伝統的知識及び伝統的文化表現の効果的な保護を確保する国際的な法的文書のテキスト(text of an international legal instrument (or instruments) which will ensure the effective protection of GRs, TK and TCEs) について合意に達することを目的にテキストベースの交渉を行う」こと及び会期間作業部会(IWG)を開催することでコンセンサスが形成された。それ以降のIGCにおいては前述の「草案」の実体条項を中心に議論が行われている⁽⁶⁾。一般総会において採択されたマネートについては、法的拘束力のある国際的な枠組み、すなわち条約を作ることに合意がなされたとする途上国と、「国際的な法的文書」は法的拘束力を有するものには限定されず、文書の性質を予断することなく議論を行うことが重要であるとする先進国との間で解釈が分かれており、マネートの期限である2011年の一般総会に向けて今後厳しい交渉が予想される。

(1-2) 開発と知的財産に関する委員会 (Committee on Development and Intellectual Property : CDIP)

2004年WIPO加盟国総会において、ブラジル・アルゼンチン等計14か国の開発フレンズ⁽⁷⁾は、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals)⁽⁸⁾を掲げる国連の専門機関として、WIPOは開発問題に積極的に取り組むべきであると指摘、WIPOの「開発アジェンダ」⁽⁹⁾策定を提案した。

途上国側から出された全111項目についてCDIPの前身である開発アジェンダ関連提案に関する暫定委員会(Provisional Committee on Proposals Related to a WIPO Development Agenda : PCDA)で議論が行わ

れ、2007年のWIPO一般総会において、45項目の開発アジェンダ勧告が合意⁽¹⁰⁾され、さらに常設委員会としてのCDIPの設立が合意された。開発アジェンダ勧告には、ノルムセッティング⁽¹¹⁾における国際協定の柔軟性(フレキシビリティ)⁽¹²⁾の考慮、技術移転等の促進や国際協定の柔軟性から得られる利益に関する途上国の理解に資する適切な措置をとるための知財政策、パブリックドメインの保全、知的財産に関連する反競争的慣行、等に関するものが挙げられる。CDIPでは、各勧告を実施するためのプロジェクトについて議論がなされており、類似の勧告をまとめたテーマ毎に議論を行うテーマ別アプローチに基づいて議論を行っている。主なテーマとしては、知的財産と技術移転、知的財産と競争政策、知的財産とパブリックドメイン、知的財産と社会経済開発等が挙げられる。また、途上国からの要請により、勧告の実施に資するとして、国際条約の柔軟性についての事務局作成報告書についても議論がなされている。

また、2009年の第4回会合では開発アジェンダの勧告の実施状況に関するモニタリング、評価及び報告を行う調整メカニズムについて議論がなされたが、CDIPを他の委員会の上位に位置づけること等でWIPOの開発機関化を意図する途上国とWIPOの各委員会に優劣はないとの立場をとる先進国との間で激しく対立があり、会合は決裂した。その後、2010年の第5回会合において、議長の精力的な努力や数次の非公式協議により、既存の監視メカニズムを活用することやある時期に開発アジェンダの実施に関する独立のレビューを行うこと等により調整が図られようやく合意に到った。

(1-3) 著作権及び著作隣接権に関する常設委員会 (Standing Committee on Copyright and Related Rights : SCCR)

2000年の外交会議で決裂した視聴覚実演の保護についての条約、外交会議の開催に合意できていない放送機関の保護に関する条約に加え、近年は、権利の制限と例外についての議論が中心となっている。当初、視覚障害者を対象とした権利の制限と例外の条約に関する議論が行われ、条約策定に積極的なブラジル、エクアドル等と、各締約国がそれぞれ国内法等で対応することで足りるとして条約策定には消極的な先進国が対立していた。しかし、その後視覚障害者以外にも教

育や図書館等を含めた対象について権利の制限と例外を定めた条約を策定することをアフリカ諸国が主張するようになり、途上国の中でも立場の違いが大きくなっている。一方で先進国内においても、将来的に法的拘束力を有するものを作成することに否定的ではない米国、現段階では法的拘束力の有無については中立的とする EU といったように立場の違いがあり、途上国と先進国の対立の構図はありつつ、さらに全体的に複雑な構図となっている。

(1-4) 特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patents : SCP)

特許法常設委員会においては、特許制度調和のための実体特許法条約 (SPLT) について条文ベースでの議論が行われていたが、先進国と途上国の対立が条文案の実務規定にまで持ち込まれ、2005 年の第 11 回会合以来、しばらく会合が開催されない状態が続いた。その後、各国特許制度に関する包括的レポートを作成し、議論のモメンタム (機運) を醸成するとのアプローチのもと 2007 年に会合が再開され、特許権の例外と制限、特許と標準、技術移転、異議制度等について予備的研究を行っている。しかし、2010 年 1 月の会合では、今後議論する項目について先進国と途上国の関心が異なり、今後の作業計画に合意できないまま散会、次回会合に持ち越された。

(1-5) エンフォースメント諮問委員会 (Advisory Committee on Enforcement : ACE)

ノルム・セッティングを除くエンフォースメント (知的財産権の執行) に関する技術的な支援や調整をマニフェストとして設立され、2003 年以来 5 回の会合が開催されている。これまでは、エンフォースメントに関する各国の取組に関する情報交換が主であった。しかし、2009 年に開催された第 5 回会合においては、途上国から、エンフォースメントについては権利侵害を減らすための価格設定等のより幅広い論点から議論を行う必要がある旨の論調が見られ、経済的・社会的現実の多様性及び発展の段階の差異を考慮に入れて模倣・海賊行為が社会に与える社会的、経済的及び商業的影響を計測するための分析手法の開発に関する研究並びに社会経済福祉の観点から様々な取組等を分析すること等を WIPO に要請することが合意された。

(2) 世界貿易機関 (World Trade Organization : WTO) 知的所有権の貿易関連の側面 (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights : TRIPS)

(2-1) ドーハ開発アジェンダ (Doha Development Agenda : DDA)

現在議論が行われているのは、(1) ワイン・スピリッツの地理的表示 (Geographical Indication : GI)⁽¹³⁾ の多数国間通報登録制度の設立、(2) 地理的表示の追加的保護の拡大、(3) TRIPS 協定と生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity : CBD) の関係、の 3 項目である⁽¹⁴⁾。(1) は農業、鉱工業品の関税交渉、サービス等の他分野の交渉項目と共に一括でパッケージとして合意することが要求される、一括受諾項目と呼ばれるものとして位置づけられているのに対し、(2) 及び (3) の 2 つの項目はその中には含まれていない。これらの項目で議論されているサブスタンスはそれぞれ異なり、個々に議論されるべき事項であるが、地理的表示 (上述の (1) 及び (2)) に関して強い関心を有する EU 等と CBD の遵守に資する手段として、また、誤った特許付与を防ぐ手段として、特許出願において遺伝資源の出所等の開示を要件とすることを主張しているインド、ブラジル等の途上国が共同戦線を張り、2008 年の閣僚会合の際に、TRIPS 関連 3 項目の最終的な条文交渉に向けた重要な要素について閣僚間で合意し、これらの 3 項目を一括受諾項目の一部とすることを提案している。このアライアンスは、その提案の文書番号⁽¹⁵⁾にちなんで W/52 グループと呼ばれており参加国は 100 か国以上に上る。米国、我が方などの欧州以外の先進国はこのアライアンスに含まれていない。現在も、交渉会合である TRIPS 理事会特別会合や大使級の非公式協議等で議論されているが各国の立場には引き続き懸隔がある。

(2-2) エンフォースメントを巡る議論

2006 年に EU の発案に我が国、米国、スイスが賛同し、TRIPS 理事会においてエンフォースメントに関するベストプラクティスの交換を行おうとのエンフォースメント提案を提出した。しかし、途上国は、TRIPS 協定が、各国は実施のための手段を自由に選べるとしており、ベストプラクティスの交換は本来エンフォースメントの実施手段は各国が自由に決めることができるにもかかわらず、その自由を制限するもの

である等の主張をし、議論すること自体に反対した。先進国はその後数次の理事会において問題を提起したが、実質的な議論にすら入ることはできずに終わった⁽¹⁶⁾。TRIPS 理事会におけるエンフォースメントの議論の失敗と時期を同じくし、知的財産権保護に関心の高い有志国は、模倣品・海賊版の拡散防止の側面において現行の国際的枠組みよりも高いレベルの知的財産権の執行に係る国際的規律の形成を目指す模倣品・海賊版拡散防止条約 (Anti Counterfeiting Trade Agreement : ACTA, 仮称) 構想を立ち上げた⁽¹⁷⁾。

その後、2010年のTRIPS理事会において、TRIPS理事会におけるエンフォースメントに関する議論を拒絶した途上国によって、全く逆の観点からエンフォースメントの問題が提起され、ACTAやEPA/FTAといったエンフォースメントに関するTRIPSプラス条項の導入は貿易障壁となり得、また、TRIPS協定の柔軟性を奪うものであるとの主張がなされたのは興味深い。

(2-3) 医薬品アクセスを巡る議論

2001年、医薬分野の生産能力が不十分な又はこれを有しないWTO加盟国にとって、強制実施権を効果的に利用するにあたって直面しうる困難に対する解決策の検討が、TRIPS協定と公衆衛生に係る閣僚宣言によりTRIPS理事会に指示された。それを踏まえ、2003年には、強制実施権の発動を主として国内市場への供給を目的とするものに限る条項を免除する一般理事会決定がなされ、医薬分野の生産能力が不十分な又はこれを有しないWTO加盟国に対する輸出のために強制実施権を発動することが可能となった。さらに、2005年には同内容のTRIPS協定改正が合意された。しかし、TRIPS協定の改定議案書は、現在でも発効に必要な締約国数に至っておらず、未発効のままである⁽¹⁸⁾。

上述の輸出のための強制実施権を認めるシステムはパラ6システム⁽¹⁹⁾と呼ばれているが、パラ6システムは2008年にカナダがルワンダに対してHIV/エイズ薬を輸出するのに1度利用されたのみである。最近のTRIPS理事会において、途上国は、パラ6システムが1度しか利用されていないことのみを理由にシステム自体あるいは運用に不備があり全ての利害関係者を含めてそれを検証する必要があると主張している。

(2-4) WTO 紛争解決 (Dispute settlement : DS)

2007年、米国が、模倣品・海賊版の最大の製造国と言われる中国に対し、WTO協議要請を行い、TRIPS協定のエンフォースメントに係る規定についての初めての本格的なケースとして注目を浴びた (DS362⁽²⁰⁾)。中国において、一定規模以下の商標の不正使用及び著作物の違法複製が刑事罰の対象とならないこと、税関で没収された侵害品がある状況下で流通経路に流入するような処理方法がとられること、及び、著作物が発行または流通が許可されていない段階での著作権保護を受けることができないこと、が問題視された。

また、2010年には、輸入元及び輸入先に特許権のないジェネリック医薬品の通過をオランダ税関が差し止めたことに対し、ブラジル及びインドがEU指令やオランダ特許法による措置を対象にWTO協議要請を行った (DS408及び409⁽²¹⁾)。

知的財産権のエンフォースメントに関し先進国が途上国を提訴し、ジェネリック医薬品に関し途上国が先進国を提訴している点において、近年の2つのWTO紛争は、先進国、途上国の最大関心事項を如実に表したものだといえよう。

(3) 世界保健機関 (World Health Organization : WHO)

(3-1) 公衆衛生・イノベーション及び知的財産

途上国は、知的財産権に起因する価格的な障壁からHIV/AIDS治療等に必須な医薬品のアクセスが阻まれている点を公衆衛生上許容できないと主張、このような主張の高まりを受けて、2003年の総会にて委員会 (Commission on Intellectual Property Rights, Innovation and Public Health : CIPIH) が設置され、さらにCIPIH報告書に基づき、2006年、政府間作業部会 (Intergovernmental Working group : IGWG) が設置された。IGWGの目標はCIPIH報告書を実施するため、研究開発の促進等に資する世界戦略及び行動計画を策定することとされたが、当初の世界戦略案には知的財産権の弱体化につながる項目等を含み、途上国と先進国間で議論が紛糾、数次の会合を挟みながら、ようやく2008年の総会において世界戦略について合意に至った⁽²²⁾。また、2009年5月のWHO総会にて行動計画が議論、合意された。

さらに、世界戦略及び行動計画の実施のために、研究開発を促進するための革新的なファイナンス等

を検討する専門家会合が立ち上げられ、2010年のWHO総会にその報告書が提出されたが、知的財産権に関する検討が不十分であるとの途上国からの不満が示され、専門家会合を再設置し加盟国からの提案も含めさらなる検討を行うことが決定された。

(3-2) インフルエンザ検体の共有

一部途上国は、WHOの既存の検体共有メカニズム(Global Influenza Surveillance Network: GISN)を鳥・新型インフルエンザにも適用するにあたって、便益の共有が確保されない状況等に不満を示しており、検体の共有が義務づけられるならば便益の共有も同様に義務づけられるべきと主張、検体の提供と便益とを直接的にリンクさせることに反対する先進国と対立したが、2007年に設置された政府間会合(Intergovernmental Meeting on Pandemic Influenza Preparedness: IGM)での議論の結果、「全ての加盟国が、対等の立場に立って検体と便益を共有することにコミットし、共同で行動すること」で一致した。しかし、検体を共有する際の標準的素材移転契約(Standard Material Transfer Agreement: SMTA)等における知的財産権の扱いについて、公衆衛生上の理由があればサブライセンスが可能なロイヤリティフリーの非排他的ライセンスの概念を主張する途上国と知的財産権保護の弱体化を懸念する先進国の間で対立があり、会合の形式等を変えながら引き続き議論が継続されている。

(3-3) 偽造医薬品

2006年に国際偽造医療製品対策タスクフォース(International Medical Products Anti-Counterfeiting Taskforce: IMPACT)を設立、偽造品対策技術等について議論を行っていたが、2008年のWHO総会では、途上国が、生産されるジェネリック医薬品が偽造医薬品とみなされるおそれがあることなどから偽造医薬品の定義が不明確であるとし、IMPACTが提出した決議案に反対した。

2010年の総会等において、途上国は、商標権等の知的財産権侵害医薬品の問題はWHOでは扱うべきではなく、WHOは品質等の公衆衛生上の問題のみを扱うべきとの立場をとっている。これは、上述の(3-1)における途上国の立場を考えると、WHOが知的財産権関連事項を扱うということについて、相反する

とも解釈できる主張を場面に応じてしているとも考えられる点で興味深い。

(4) 生物多様性条約(CBD)⁽²³⁾

2006年の第8回締約国会議(Conference of the Parties: COP)において、CBDの目的の一つである遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を達成するための国際的な枠組みが議論され、COP10(本年10月に名古屋で開催)までにその作業を完了させるとの決議が採択された。以来、遺伝資源のアクセスと利益配分に関するアドホック作業部会(ABS作業部会)において、議論がなされている。途上国は、遺伝資源の不正利用の防止、利益配分の確保を目的として特許出願における出所等の開示要件の導入について強く主張してきたが、現在の議定書案では、遺伝資源の利用を監視するためにチェックポイントを設けることが提案されており、チェックポイントの一つとして知的財産審査庁(特許庁等)が取り上げられている。

(5) 気候変動枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC)

「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention: AWG-LCA)」においてテキスト交渉が行われているが、途上国は知的財産権が技術移転の障壁であると強く主張しており、知的財産権が技術移転の障壁であるとの認識、環境技術の特許対象からの除外や無効化、環境技術に関する強制実施権等のTRIPS協定の柔軟性を利用した措置等の内容がオプションとして交渉テキストに含まれている。それに対し先進国は、知的財産権が技術移転の障壁であるとの認識や知的財産権保護の弱体化につながる規定に強く反対している。

(6) アジア太平洋経済協力(Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC)

知的財産権専門家会合(Intellectual Property Rights Experts' Group: IPEG)において、先進国・地域の提案する審査協力に関するイニシアティブが途上国・地域から反対を受けたり、逆に途上国から知的財産権の濫用に関するプロジェクトが提案されて先進国の反対を受ける等、法的拘束力を有するノルムセッティングを行う場ではないAPECにまで、南北問題

の影が差している。

2. 知的財産を巡る国際的議論の流れ

2. においては、1. で各フォーラム毎に紹介した議論の現状を横断的に見ることによって浮き上がってくる途上国の主張、スタンスを類型化、その特徴や考えられる背景について見ていく。

具体的に途上国の主張を見ていく前に、まずは現在の南北問題に至る大まかな流れについて触れておきたい。

知的財産に関する国際場裡でのエポックメイキングな出来事と言え、やはり、WTOのウルグアイラウンドにおけるTRIPS協定の合意が挙げられる。TRIPS協定は、①知的財産権に関する既存の条約（パリ条約、ベルヌ条約等）の遵守を義務づけた上でさらなる保護の強化を規定するパリプラスアプローチ、②内国民待遇と共に最恵国待遇を基本原則として規定、③多国間における紛争解決手続の導入、④知的財産権の行使（エンフォースメント）に関する規定の創設、といった点で特徴付けられる。また、ウルグアイラウンド以前は、知的財産に関する国連の専門機関であるWIPOを中心に、知的財産という1つの分野の枠の中で行われてきたそれまでの知的財産の議論を、通商交渉の1分野として大きな枠組みの中に組み込んだ点でも大きな意味を持つ。途上国には、知的財産権は先進国の技術を保護する先進国の利益のためのものであり、その保護強化は途上国の利益に資するものではないとの考え方があった。このような途上国がTRIPS協定に合意したのは、知的財産の議論が通商交渉の世界に組み込まれ、農業や鉱工業品の関税等他分野の通商交渉と共に一括受諾（シングルアンダーテイキング）として取り扱われたからに他ならない。それから15年、途上国は、知的財産権の保護は先進国を利するばかりであるとの考えをさらに濃くし、先進国と途上国の利益のバランスを考えた場合にTRIPS協定は先進国寄りであり、譲歩し過ぎたそのバランスを回復する必要があるとの観点に立脚した主張を強めている。そのような政治的とも言える動きは、知的財産に関する議論の場における先進国と途上国の対立、すなわち、南北問題を先鋭化させ、多国間交渉の場におけるルールメイキングを極めて困難にしている。

このような南北問題の一因である途上国の主張、立場について、1. で俯瞰した各フォーラムの動きを横

断的に分析すると、(1)途上国に利益をもたらすと考える新しい知的財産の保護、(2)TRIPS協定の柔軟性の利用を通じた知的財産権保護の弱体化、(3)先進国の利益と考えられる知的財産権の保護強化の徹底的な拒否、(4)技術移転等の開発的側面の強調、(5)知的財産に関する議論のマルチフォーラム化志向、の5つの特徴点が浮かび上がる。それでは、以下にこの5つの特徴点についてそれぞれ見ていくことにしよう。

(1) 途上国に利益をもたらすと考える新しい知的財産の保護

技術を保護する特許に代表される知的財産権について、途上国自身は、その保護対象となる技術等をあまり有さず裨益することがないと考える一方で、途上国自らが豊富に有すると考えている遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現から経済的利益を得ようと、特許、商標、著作権等の既存の知的財産権の枠を超えて、それらを新たな知的財産権で保護すべきと考えている。この考えは、途上国の様々なフォーラムでの主張を特徴づけるものである。各国が自国の遺伝資源について主権的権利を有し、遺伝資源の商業的利用等から得られた利益を提供国に配分しなければならないことは1993年に発効したCBDにより規定されているが、途上国は、このようなCBDで規定された利益配分を確保する手段として知的財産権制度を改変して利用しようとすると共に、類似の概念を広く伝統的知識や伝統的文化表現に拡張し、途上国の経済的利益につなげることを意図している。このような動きはこれまで先進国のためのものであった知的財産権の概念を自らの経済的利益のために利用することで、TRIPS協定によって先進国寄りになっていたバランスを回復しようとするものであり、途上国の開発問題の象徴として、WIPO・IGC、WTO・TRIPS、CBD・ABSといった様々なフォーラムで同様の主張がなされている。

(2) TRIPS協定の柔軟性の利用を通じた知的財産権保護の弱体化

途上国はTRIPS協定で規定されている強制実施権や特許権の例外等の排他的独占権としての知的財産権の例外的な部分やTRIPS協定において規定されていない事項（発明の定義、進歩性の基準等）をTRIPS協定の柔軟性と称しており、さらには、TRIPS協定の柔

軟性を活用することが TRIPS 協定に組み込まれた権利であるとの逆説的な考え方のもと、その利用を一義的に推奨している。その考え方は、知的財産権が医薬品や環境技術に対するアクセスの障壁となっているとの考えと合わせて、WHO や UNFCCC 等の公共政策に関連するフォーラムにおける、公衆衛生や気候変動等の地球規模課題への対応を理由に実質的に知的財産権による保護を弱体化することを意図した主張の基盤を構成している。公衆衛生や気候変動等の地球規模課題の解決が重要であることは言を俟たないが、知的財産権による保護が医薬品や環境技術へのアクセスの障壁になっていることは実証されておらず、途上国が知的財産権保護の弱体化を通じて TRIPS 協定によって先進国寄りになっていたバランスを回復するためのツールとして地球規模課題への対応と知的財産権を関連付けていると解釈することができる。

(3) 先進国の利益と考えられる知的財産の保護強化の徹底的な拒否

模倣品・海賊版の世界的拡散とその経済的影響が大きな問題となっている今日、先進国の関心は知的財産権のエンフォースメントの強化にあるが、それに対し、途上国はエンフォースメントの強化につながる可能性が少しでもあるような動きについては徹底的に反対し、保護強化を阻止するスタンスをとっている。WIPO ではノルムセッティングをマニフェストから外すことにより ACE において各国の経験の共有等が実現しているものの、それ以上に踏み込むことはできず、先進国のエンフォースメントに関する関心とは逆に、エンフォースメントを途上国的視点から捉え直すとする動きが出ている。そして、議論を行うことが TRIPS 協定改正というノルムセッティングにつながる可能性を有する TRIPS 理事会においては、2006 年にはエンフォースメントに関するベストプラクティスを行おうとの先進国のエンフォースメント提案が途上国の反対により実質的な議論にすら入ることができずに終わった。さらに、逆に途上国からは、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）や EPA/FTA といったエンフォースメントに関する TRIPS プラス条項の導入は貿易障壁となり得、また、TRIPS 協定の柔軟性を奪うものであるとの問題提起がなされるに至っている。しかし、各国の国内法制を実際に見てみると、例えば、模倣品・海賊版の拡散を防ぐための国境措置において

TRIPS 協定における輸入差止めの義務を超えて輸出差止めについて規定する等、途上国であっても TRIPS プラスの制度を導入している例は少なくなく、また、途上国が各フォーラムでその導入を主張している遺伝資源の出所等の開示要件も TRIPS 協定に規定されている以上の事項であるとの意味において TRIPS プラスであると言える。このように、個々の制度や主張を見ていくと、途上国と言えども、実は TRIPS 協定を上回る義務であること自体をもって全てを否定しているわけではないのである。そのような現実がありながら、TRIPS プラスは貿易障壁となる悪であるとの単純化された主張を繰り返すことは、実務的な議論により現実的な問題の解決を意図したものというより、知的財産権保護のデメリットを印象づける政策的プロパガンダであると言えよう。

また、先進国の関心事項である特許制度調和についても途上国の警戒は強く、実体特許法条約を議論する場である SCP が一時の中断を経て再開されたのは好ましいことであるものの、モメンタム維持のために各国の特許制度等について調査研究を行うに留まっており、2010 年 1 月の会合では、今後の作業項目についてすら先進国と途上国の対立により合意することができずに決裂している。また、WIPO の特許協力条約（PCT）関連会合は純粹に技術的な会合であり、従来は専門家による技術的な議論が建設的に行われてきたが、2009 年の第 2 回 PCT 作業部会において、途上国が政治的な南北対立の構図を持ち込み、PCT 改革は特許制度調和につながるものとして議論をブロックする事態が生じた。

このように、先進国が関心を有する事項について、途上国は過敏とも言えるまでに議論の入口で徹底的に拒否する姿勢をとっている。

(4) 技術移転等の開発的側面の強調

TRIPS 協定第 66 条 2 では、「先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。」と規定されており、先進国はその実施について TRIPS 理事会に報告書を提出することが義務付けられている。近年の TRIPS 理事会においては、当該報告書に対する理解を深めるためのワークショップが後発開発途上国（Least Developed

Countries : LDC)⁽²⁴⁾の要請に基づいて開催される等、理事会が扱う事項のうち技術移転、技術協力等に関する事項の占める割合が年々相対的に高まっている。また、当該報告書のレビューにおいては、TRIPS 協定第 66 条 2 の対象である LDC ではない途上国を中心に、先進国が提出する報告書の内容について、先進国が十分に当該条項の義務を果たしていないとの主張がなされており、さらには、報告書のフォーマットを統一しその中に技術移転の具体的な成功例や定量的な指標を盛り込む等によって既存のレビューを超えたより厳密なモニタリングメカニズムを導入しようとする動きが見られる。その促進措置が TRIPS 協定の義務であることはもとより、LDC における自立的経済発展の基盤を構築するという意味でも、また、特許権の保護のみならずその活用への関心が高まっている中、特許権の活用の一方法という意味でも、技術移転の重要性は言うまでもない。しかし、条項の対象が LDC である一方で、当該条項に関して強固な主張を行っている国にはその他の途上国が含まれることを踏まえると、自国の自立的経済発展のために真に技術移転を必要としている国がその重要性を主張しているというよりは、むしろ、TRIPS 協定によって先進国寄りになったバランスを回復させる政治的な議論のツールとして技術移転が用いられているということが出来るかも知れない。

また、(1-2) で述べたように WIPO における開発の議論は、CDIP において行われている。途上国は開発アジェンダ勧告の実施においても、技術移転、TRIPS 協定の柔軟性の利用等に重きをおいたプログラムの採択を主張しており、また、開発を重視する途上国の間では CDIP を WIPO の他の委員会の上位に位置づけ、それを通じて WIPO を事実上の開発機関にしようとの意図を有していると考えられる。そのような意図は、開発アジェンダ勧告の実施状況に関するモニタリング、評価及び報告を行う調整メカニズムを構築する際の動きにも現れており、WIPO の各委員会の位置づけに優劣はないとする先進国との間で激しく対立し、当該メカニズムの合意に 2 回の会合を要した。開発を重視する途上国は、開発アジェンダグループ⁽²⁵⁾を設立して WIPO の中期戦略計画についても強固に開発の観点の盛り込みを図り、採択に反対する等の姿勢を示しており、技術移転を中心とする開発問題は今後の知的財産に係る国際的な議論において、様々

な観点から重要な意味を持つと言える。

(5) 知的財産に関する議論のマルチフォーラム化

知的財産に関する国際的な議論は WIPO 及び WTO が中心であったが、1. (3) ~ (5) から分かるように議論のフロントが従来は知的財産の議論がなされる場ではなかった WHO, UNFCCC 等に拡大している。これが、単に公共政策の観点から知的財産権に対する関心の高まりのみによるものと理解するのは素直に過ぎるかも知れない。医薬品アクセスと知的財産権に関する議論はこれまで WTO において行われており、2001 年には公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言が採択され、それに基づいた TRIPS 理事会での交渉の結果、2005 年には医薬品の製造能力が不十分な国等への輸出のための強制実施権に関する TRIPS 協定改正が合意された。途上国が、この一連の議論を通じて、知的財産権保護の柔軟性を拡大し先進国の利益とのバランスを回復するツールとしての WTO に限界を感じ、フォーラムショッピングに走った結果が、現在の知的財産に関する議論のマルチフォーラム化を生み出しているとも言えよう。同時期に WHO において知的財産に関する議論の萌芽が見られることもそれを裏付けていると考えられる。

3. 南北問題に出口はあるのか

これまで見てきたように知的財産を巡る南北問題は横断的かつ根深いものであり、容易に特効薬が想定されるものではないが、そのような中でも、南北問題を緩和し、知的財産に関する多国間交渉を進める方策を考えていく必要がある。全くの個人的考えに過ぎないが、これらの国際的な議論を間近で経験してきた中から、今後そのような方策についてさらに議論を進めていくうえでの何らかの材料になることを期待し、考えられる要素について以下に述べる。

(1) 政治的議論から実証的議論へ

エンフォースメントの議論に関する先進国と途上国の対立、医薬品や環境技術へのアクセスと知的財産権の関係に関する先進国と途上国の見解の懸隔に解はないのだろうか。

現在の国際場裡での議論は、知的財産権保護の与える影響を実証したうえでの論理的な議論というよりは、2. でみてきたように、TRIPS 協定によって失われたバランスの回復、という政治的な大命題のもとで

途上国の主張が組み立てられているように感じられる。結論ありきの議論である。まずは、そのような議論を、議論の結果として何かを生み出すことが可能な事実に基づいた実証的、論理的議論に引き戻す方策を考える必要があるのではないだろうか。その観点から、知的財産を専門とする唯一の国際機関である WIPO が、ガリ事務局長のもとで知的財産権の与える経済的影響について研究、情報発信することを打ち出したことは、非常に意義深い。実証的な議論の材料となる客観的事実を示していくことは、論理的議論への糸口をつけるものである。その意味で、我が国としては、このような研究、情報発信が政治的な色彩を帯びることなく、包括的かつ客観的なものとなるように関与していく必要がある。OECD においても模倣品・海賊版の経済的影響について、有体物の模倣品・海賊版及びデジタル環境での模倣品・海賊版の2つのフェーズに分けて実証的研究⁽²⁶⁾がなされたが、途上国が加盟国に含まれる WIPO という知的財産の専門機関において実証的な研究がなされることは、さらに意味があることであると考えられる。マルチフォーラム化に伴い知的財産に関する専門性のない機関において知的財産の議論がなされる機会が増えてきたことは2. に記載の通りであるが、そのような議論はともするとより政治的な議論に陥り易いと考えられる。したがって、そのような機関に対して WIPO が積極的に知的財産の観点での知見をインプットしていくことも重要であり、その観点からガリ事務局長のもとで WIPO に地球規模課題部が創設されたことは時機を得たものであると考えられる。我が国として、そのインプットが政治的な色彩を帯びることのないよう関与して行くことが重要なのは同様である。

また、我が国民間企業において、環境技術に関し、特許だけでなく、技術情報、生産設備、投資計画及び要員計画等までをカバーした環境技術パッケージを商品リストとしたパテントコモンズをつくる環境技術パッケージが提案されている⁽²⁷⁾。この取組は、実効性のある技術移転メカニズムとなる可能性を持っており、将来的に、既存の知的財産権保護制度の枠組みの中で円滑な技術移転が可能であることを実証し、知的財産権が技術移転の障壁であるとする途上国に対する論理的な議論の礎となることを期待したい。

(2) 共通基盤の醸成～技術協力の意義

対立の源である TRIPS 協定によって失われたバランスの回復との政治的な大命題を崩すためには、知的財産権保護が先進国の利益に資するばかりでなく、途上国の利益になるという事実を積み上げていく努力が重要である。そのためには、1) 途上国に利益をもたらす技術協力の充実化、と、2) 技術協力の相手国への可視化、の2つの側面が重要であると考えられる。

1) について、知的財産権保護制度の整備支援や知的財産権関連のキャパシティビルディング（能力開発）⁽²⁸⁾は重要なものであり、途上国にとってそれ自身利益になるものではあるが、知的財産権保護によってもたらされる経済的利益がより途上国の目に見える形で、より短期的にもたらされる協力のあり方についても、併せて探求していく必要があるだろう。その1つの例として考えられるのは、知的財産関連の支援だけを独立して行うのではなく、産業振興支援の技術協力の文脈の中にマーケット戦略、輸出戦略としての知的財産権の活用に係る技術協力を組み込むことが考えられる。これによって、受け手側にとって知的財産権が一連の経済活動の1つの要素として抵抗なく受け入れやすくなり、また、経済的利益を得る手段としての知的財産権の意義をより直接的に理解することができるであろう。その観点から、韓国が APEC・IPEG のプロジェクトとして行っている一村一ブランドのプロジェクトは、我が国が行っている一村一品運動に発想を得たものであろうが、知的財産権のエッセンスを加えた点で今後の知的財産関連の支援のあり方にヒントを与えるものと言えよう。

また、2) の側面であるが、実務レベルでの技術協力で構築された関係、醸成された雰囲気をも多国間での外交交渉に反映させるための努力が必要であると考えられる。個々の技術協力はともすると実務者、当局レベルでのネットワークに止まる場合があるが、外交ルート等の手法により、そのような技術協力の事実をより可視化し、外交交渉に携わる関係者の目に見えるような形にしていくことの積み重ねが地道ながらも政治的な対立を和らげる一助になり得るかも知れない。

(3) 対話による信頼関係の構築

G8 サミットでは、G8 諸国の知的財産権の専門家による議論の場である G8 知財専門家会合に加え、新興途上国を加えた議論の場が設けられていた。それが、

2007年に、G8諸国に新興途上国であるブラジル、インド、メキシコ、南アフリカ、中国の5ヶ国を加え、世界経済について極めて重要な課題について議論する場として設立されたハイリゲンダム・プロセスである。交渉の場ではなく対話の場であるとの共通認識のもと、イノベーションの文脈の中で知的財産権に関する議論も行われ、その結果がG8ラクイラ・サミットに報告されている⁽²⁹⁾。国際機関における議論は、対立する各国の利害に直結する国際交渉であるため、議論を通じた信頼関係構築の場としての役割は果たしにくい。その一方で、交渉において各国の利益を踏まえた建設的な妥協案を見出すためには各国交渉団の間の信頼関係が不可欠であり、それを構築する場としての交渉以外の対話の場は重要であると考えられる。2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、G20が国際経済協力に関する第一のフォーラムと位置づけられたことにより、G8と新興国の対話の場であるハイリゲンダム・プロセスはその役割を終えたが、今後G20の枠組みの中などでそのような対話の場を提供することも、建設的な議論の前提となる信頼関係の醸成に有用であろう。

4. 結び

知的財産を巡る国際的な議論の場が広がりを見せ、様々な文脈で知的財産についての議論が行われている複雑な現状、そして、筆者の力量不足により、その全体像の俯瞰を通じ、それを踏まえて南北問題の背景とその緩和のために考えられる方策について簡単な考察を加えるとの意図がどこまで達せられたのか極めて心許ない。しかしながら、最後に、本稿が普段は国際場裡においてなされている議論にはあまり接することがないという知的財産権の実務者の方々に、多少なりとも国際場裡における議論の現状や問題点を伝え、細やかな関心を持って頂く一助となることを願いつつ、また、長文にお付き合い頂いたことに深い感謝を表しつつ筆を置くこととしたい。

(付録) もう1つの対立軸～地理的表示を巡る北北対立

欧州にはその伝統から、フランスにおけるワインの原産地表示であるAOC (Appellation d'Origine Contrôlée) のように、地名によって付加価値を与えられる商品が数多く、地理的表示の保護を強化すること

による利益は大きい。それに対し、米国、豪州、カナダ等の新大陸諸国は、欧州言語地域であるため過去の人の移動により欧州と同一の地名を有すること等から、地理的表示の保護を強化することは必ずしも利益にはつながらない。このような相反する利益により、地理的表示を巡る交渉において先進国間の立場には大きな隔たりがある。2. において概要を見たWTOでの議論における懸隔はもちろんのこと、先進国の関心であるエンフォースメントの高い規律を作るACTA交渉においても、本年9月から10月に東京で開催された最終会合で合意に至ることができるかどうかを左右する最大の鍵が地理的表示を巡るものであった。ACTA交渉は無事、10月2日に大筋合意に至ったが、知的財産を巡る国際的議論には、先鋭化する南北対立に加え、地理的表示を巡るもう1つの対立軸があり、その構造を複雑化しているのである。途上国は地理的表示の保護強化が自国産品の競争力強化につながると考えているため、南北対立の象徴的事項である遺伝資源の問題と共に地理的表示について議論しているWTO/TRIPSにおいては、1. (2-1) で述べたように、途上国と先進国の一部が共同戦線を張るW/52グループが形成されている。

(了)

注

- (1) 本稿は、平成22年4月13日の東京弁護士会知的財産権法部本部会における講演をもとに、改めて書き下ろしたものである。
- (2) 遺伝資源は、生物多様性条約 (CBD) において「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」と定義されている。
- (3) 伝統的知識は、定義そのものが議論の対象となっているが、例えば、ある少数民族の間で植物Aは風邪に効くとの知識が世代を超えて伝承され風邪をひいた時に植物Aを食するとの習慣がある場合、伝統的知識に当たり得ると考えられている。
- (4) 伝統的文化表現は、フォークロアとも呼ばれるもので、定義そのものが議論の対象となっているが、例えば、少数民族に伝統的に伝わっている音楽やテキスタイル等が含まれ得るものと考えられている。
- (5) 詳細は、夏目健一郎「遺伝資源と知的財産に関する議論の動向」特許研究50号(2010年)45-56頁参照。
- (6) 伝統的文化表現についてはWIPO文書: WIPO/

- GRTKF/IC/17/4, 伝統的知識については WIPO/GRTKF/IC/17/4 が最新の文書となる。また、遺伝資源についてはこれまで政策目的／一般原則／実体条項の草案文書がなかったため、第 16 回会合の際に、米国等から政策目的／一般原則の部分の提案が提出された (WIPO/GRTKF/IC/17/7)。これまで、遺伝資源については、取り得るオプションについての作業文書 (WIPO/GRTKF/IC/17/4) に基づいて議論がなされてきた。
- (7) ある事項に関して利害関係を同じくする国々が集まって構成するグループが「フレンズ」と称される。この場合は、「開発」に関心を有する国々から構成されるグループ。
- (8) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>
- (9) 途上国の経済発展を重視しながら知的財産権保護を推進するための行動計画を策定する取り組み。
- (10) <http://www.wipo.int/ip-development/en/agenda/recommendations.html>
- (11) 条約等の国際的な枠組みの策定。
- (12) 国際協定の柔軟性についての詳細は後述 2 (2) 参照。
- (13) 地理的表示とは、TRIPS 協定で規定された知的財産権であり、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」である。例えば、ボルドーワインやパルマハムのようなものが挙げられる。
- (14) 詳細は、夏目健一郎「知的財産を巡る多国間交渉～ジュネーブでの状況～」特技懇 250 号 (2008 年) 30-43 頁参照。
- (15) WTO 文書 TN/C/W/52。
- (16) 伏見邦彦「模倣品・海賊版問題と国際ルール」知財研フォーラム第 74 号 (2008 年) 20 頁。
- (17) ACTA 交渉は 2010 年 10 月 2 日に大筋合意を迎えている。外務省プレスリリース：http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/10/1004_05.html。
- (18) http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/amendment_e.htm
TRIPS 協定改正に関する詳細な経緯、内容については、福田聡「外務省における知財関連の取組について」特技懇 248 号 (2008 年) 46-60 頁参照。
- (19) TRIPS 協定と公衆衛生に関する閣僚宣言のパラグラフ 6 に基づいて作られたものであることによる。
- (20) http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds362_e.htm
- (21) DS408：http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds408_e.htm
DS409：http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds409_e.htm
- (22) WHO 総会決議 WHA61.21。
- (23) 詳細は脚注 (5) の文献参照。本稿執筆の 2010 年 10 月 8 日時点での状況を踏まえた記述である。なお、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が 2010 年 10 月 11 日～29 日に開催され、「名古屋議定書」が採択された。結果として、採択された議定書において、チェックポイントとして特定の機関は明示されなかった。
- (24) 国連開発政策委員会が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された途上国の中でも特に開発の遅れた国々を意味する。
- (25) 全ての途上国を含むものではなく、必ずしも一枚岩になっていない場面も見受けられる。
- (26) http://www.oecd.org/document/50/0,3343,en_2649_34173_39542514_1_1_1_1,00.html
- (27) 久慈直登「環境と特許～本当に環境技術にとっての阻害要因か～」国際特許流通セミナー 2010 (http://www.ryutu.inpit.go.jp/seminar_a/2010a.html#B1)。
- (28) 我が国は WIPO (3 つの任意拠出金を設立しており最大の拠出国)、WCO を通じた技術協力や JICA による技術協力を行っている。
- (29) http://www.oecd.org/site/0,3407,en_21571361_40549151_1_1_1_1,00.html

(原稿受領 2010. 10. 8)